

盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 盛岡市立飯岡児童センター
- (2) 位 置 盛岡市下飯岡11地割 321番 (予定)
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

現在コミュニティ地区組織(地区福祉推進会など)の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動および地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から今後もその措置を継続し、地域と連携した管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
 - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
 - ・ 代表者名 理事長 瀧野 常 實
 - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 指定までの経過

- 令和元年7月29日 仕様書等の配布開始
- 8月1日～8月30日 募集期間
- 9月13日 審査の実施

12月20日 指定の議決

12月24日 指定・告示

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	540.0点	387.1点	71.7%	15,646,000円	15,645,999円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

今まで多くの施設の管理運営を行ってきた実績があり、安定した管理運営が期待できる点が非常に高く評価された。

6 審査員

- (1) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 佐久山 久美子
- (2) 盛岡市財政部財政課長 阿部 俊之
- (3) 盛岡市財政部資産経営課長 加藤 英樹